国立大学法人琉球大学ユニバーシティ・アイデンティティに関する取扱要項

(平成30年11月28日)学長裁定

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人琉球大学ユニバーシティ・アイデンティティに関する規程(以下「規程」という。)第4条第3号及び第6条第5号の規定に基づき、使用者及び使用原則に関し、必要な事項を定める。

(職員等団体)

- 第2条 規程第4条第3号に規定する職員等団体は、次に掲げるものとする。
 - (1) 琉球大学学生通則第7条の規定により届出を行った団体
 - (2) 「文化, 教養, スポーツ等グループ助成の取扱いについて」(平成4年6月22日制定)により登録を受けたグループ

(ガイドライン)

第3条 規程第6条第5号に規定する「エンブレム等の適切な使用に関すること」は、「琉球大学 UI ガイドライン」で定めるとおりとする。

附則

この要項は、平成30年11月28日から実施する。